

行政改革関連節減項目

削 減 項 目	適 用 日
新規採用者（事務職員等）の初任給基準の見直し 行政職給料表(1) 大学卒 1級7号給 1級6号給（月額 7,800円） 高校卒 1級2号給 1級1号給（月額 5,800円）	<u>平成15年4月1日</u>
調整手当の支給率を1%削減（10%を9%に引き下げ）	<u>平成15年4月1日</u>
特殊勤務手当の見直し 機器操作作業手当、特地手当、戸籍窓口事務取扱手当の廃止 自動車運転手当等廃止 技術研究手当3～5級廃止	平成 9年4月1日 平成11年4月1日 平成12年4月1日
初任給調整手当廃止（医師除く）	平成 9年4月1日
管理職手当 5%削減（平成10年4月～11年3月） 10%削減（平成11年4月～16年3月） （継続中）	平成10年4月1日 平成11年4月1日 、 <u>平成15年4月1日</u>
通勤手当 見なし支給の廃止 6ヶ月定期券（最長定期券）の額による支給の導入	平成11年4月1日 平成13年10月1日
高齢職員の昇給停止 58歳昇給停止（管理職） （医師、技能労職を除く職員） 57歳昇給停止（管理職） （16年度から医師を除く職員に適用、技能労職は58歳停止）	平成12年4月1日 平成13年4月1日 <u>平成15年4月1日</u>
旅費 市内日額旅費の廃止 特別車両料金の廃止 半日当支給一部廃止 日当額の見直し及び職階別定額の平準化 旅費と通勤手当との調整	平成10年4月1日 平成11年4月1日 平成12年4月1日 <u>平成15年4月1日</u> <u>平成15年7月1日</u>
議員・特別職 期末手当 10%削減（平成11年3月～15年3月） 議員定数の削減（52人を2人削減して50人に） 市長等特別職及び教育長の給料を5%削減	平成10年12月25日 、 平成14年3月29日 平成11年4月1日 <u>15年1月（～16年12月）</u>

その他

市長等特別職及び教育長の退職手当の支給割合を5/100削減 平成14年4月1日
平成14年度給与改定により、マイナス2.01%、期末手当0.05月分削減
国基準を上回る退職手当の支給内容の見直し（2～3年の各経過期間を設けて廃止）

平成15年4月1日